

助成対象リフォーム等一覧（例）

【注意事項】

- ・住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置や本市の他の助成制度を利用している部分は対象外です。
- ・国が行っている住宅エコポイント制度との併用は可能です。ただし、エコリフォームをする場合の追加工事充当分(即時交換分)は対象外とします。

	No.	リフォームの内容	備 考	
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要	
	2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム		
	3	給排水衛生設備工事		
	4	給湯設備工事		
	5	換気設備工事	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事も○。	
	6	電気設備工事		
	7	ガス設備工事		
	8	オール電化住宅工事		
	9	屋根のふき替え、塗装、防水工事		
	10	外壁の張り替えや塗装工事		軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	11	部屋の間仕切りの変更工事		
	12	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も○。内装工事に伴う室内カーテン・ブラインドの取り替えや新設は○。（単独は×。）	
	13	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事		
	14	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しを含む）		
	15	雨どい等の取り替えや修理		
	16	建具・開口部の取り替えや新設工事	手動・電動シャッターも○。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸及び防犯フィルムの取り替えや新設も○。（単独は×。）	
	17	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）		
一 部 対 象	18	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	介護保険居宅介護住宅改修費支給、重度障害者住宅設備改善費助成、高齢者住宅設備改善費助成、住宅改修費給付を利用している部分は×。利用していない部分は○。	
	19	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事等補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。	
	20	防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）	国の住宅防音工事補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。	
	21	住宅の解体工事	解体工事のみは×。増築・改築・減築工事、その他リフォームに伴う部分の解体であれば○。ただし、個人住宅吹付けアスベスト対策補助を利用している部分は×。	
対 象 外	22	車庫、物置、倉庫等の工事		
	23	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため×。	
	24	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事		
	25	植樹、剪定等の植栽工事		
	26	下水道、合併処理浄化槽工事		
	27	雨水浸透ますの設置工事		
	28	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事		
	29	雨水タンク設備の設置工事		
	30	防犯ライト・カメラの設置工事		
	31	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事		
	32	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	天井埋込み型の照明器具等も×。	
	33	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も×。	
	34	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布		
	35	ハウスクリーニング、排水管清掃等		
	36	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事		